

ソレアード 鴻巣
認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社ウェルフェアクリエイションが開設する認知症対応型共同生活介護事業所「ソレアード 鴻巣」(以下「事業所」という。)が行う認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の認知症の状態にある要介護高齢者(認知症に伴って著しい精神症状や行動異常がある物、急性期状態にある者を除く。以下「要介護者」という。)に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、共同生活住居において、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で、認知症対応型共同生活介護計画に基づきし、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の運営にあたっては、安定かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 一 名称 | ソレアード 鴻巣 (認知症対応型共同生活介護事業所) |
| 二 所在地 | 埼玉県鴻巣市上谷141-1 |
| 三 定員 | 27人 |
| 四 居室数 | 27室 |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護従業者 常勤換算方法で9人以上
介護従業者は、認知症対応型共同生活介護を提供する。
- 三 計画作成担当者 3人
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 事業所は、要介護者に共同生活を送る住居を準備し、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活の世話及び要介護者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援その他の共同生活介護を適切に提供する。

(認知症対応型共同生活介護の利用料及びその他の費用の額)

第6条 認知症対応型共同生活介護の利用料は厚生労働大臣（介護予防については市区町村）が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときには、その利用者負担割合による額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 食費 月額 48,600円

二 管理費 月額 28,080円

光熱費（ガス・水道・電気・電話料金）、安全衛生管理費（共用スペースの掃除費等）、保守点検管理費（水道管点検管理費・エレベーター点検管理費）、非常管理費（スプリンクラー・消火栓等）

三 家賃 月額 59,500円

四 おむつ代 140円/枚 リハビリパンツ 140円/枚

尿取パッド（ロング） 52円/枚 尿取パッド 31円/枚

おしり拭き 490円/個

五 その他日常生活でも必要な費用 実費

六 敷金 178,500円 入居時、家賃3ヶ月分をお預かりいたします。

退去時に居室の修復費用・清掃費用、他実費清算の上ご返却いたします。

また、退去時に未払い金があった場合には、こちらより清算させていただきます。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(入居にあたっての留意事項)

第7条 指定認知症対応型共同生活住居への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。

2 協力医療機関、協力歯科医療機関を定め、介護保険施設等と連携して、緊急時は速やかに必要な処置を行う。

3 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動制限を行わない。

(非常災害対策)

第8条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所は、事業の提供を行っているときに、利用者の健康状態が急変した場合、その他緊急事態が生じたときは、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡をとる等必要な措置を行うこととする。

(苦情処理)

第10条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報）

第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報については、厚生労働省の定めるガイドランスを遵守し適切な取り扱いに努める

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

（業務継続計画（BCP）の策定に関する事項）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延防止に関する事項）

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね1月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（就業環境の確保）

第15条 事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であつた者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用

契約の内容とする。

- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社ウェルフェアクリエーション代表者と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

この規程は、平成17年12月1日から改正する。

この規程は、平成26年4月1日から改正する。

この規程は、平成27年4月1日から改正する。

この規程は、平成27年5月1日から改正する。

この規程は、平成30年8月1日に改定する。

この規程は、令和元年9月1日から改正する。

この規程は、令和4年4月1日から改正する。

この規程は、令和6年4月1日から改正する。

この規程は、令和6年10月1日から改正する。